

下黒瀬小学校いじめ防止基本方針

1. 策定の趣旨

いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為である。いじめは、かけがえのない子どもの生命を奪う場合があるだけでなく、いじめに関わったすべての子どもの人格形成に重大な影響を与えるのみならず、人ととの関係を破壊しかねない深刻な問題である。

「いじめはどの子どもにも起こり得るものである」という共通認識に立ち、本校全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、いじめの問題の未然防止を図らねばならない。子どもの人格のよりよき発達を支援するために、いじめの兆候を早期に発見し、早期に解消していくことは極めて重要である。すべての子どもが心豊かに安心して学びあえる学校生活を送り、自分も人も大切にする子どもに育っていくよう、学校や地域社会が一体となり、協力していじめ問題に取り組むことが今強く求められている。

下黒瀬小学校は、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「下黒瀬小学校いじめ防止基本方針」をここに定め、学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◎個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。
- ◎「いじめられた児童の立場にたって」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。
- ◎「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。
- ◎「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ◎「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(けんか等を除く)

3. いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、「いじめる側が悪い」という「被害者保護」の立場で毅然とした態度を示し、いじめられている子どもの立場で親身になって指導を行う。

【日常の学校生活において】

- ・ 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出す危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に察

知するよう努める。

- ・自分の学級や学校にも深刻ないじめが発生し得るという危機意識を常に持つ。
- ・子ども一人ひとりを多様な個性をもつ,かけがえのない存在として受け止める。

【豊かな心のはぐくみを通して】

- ・道徳教育,心の教育等の推進を通じて,かけがえのない生命,生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。

【いじめを認知した場合】

- ・校内では,全教職員の共通理解を図るとともに,保護者の理解と協力を得ながら,いじめの未然防止,いじめの解消等に全力を傾けながら,学校,家庭,地域社会などすべての関係者が一体となって取り組む。

○対応の視点

- ・被害児童を保護することを,いじめ対応の鉄則とする。
- ・正確な実態把握をし,チーム対応をする。
- ・「何がどう悪いか」加害者を納得させ,反省するまで指導を徹底する。
- ・グループへの指導から学級へと広げていく指導をする。
- ・被害児童の保護者,加害児童の保護者の双方が理解し,納得する指導をする。
- ・再発防止に向けて,学級や学年で計画的に指導する。

【いじめの未然防止へ】

- ・児童実態の把握として,適宜児童の様子を把握するためにアンケートを行い児童の様子を把握し,いじめの未然防止を図る。

4. いじめ発生時の対応マニュアル

*別途に定める

5. 下黒瀬小学校いじめ防止対策年間計画

月	教職員の活動及び研修	児童	保護者・地域への取組
4	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止委員会・家庭訪問・児童の実態交流・いじめ防止対策年間計画の作成・こころの相談室ポスターの見直し, 作成	<ul style="list-style-type: none">・学級びらき・各学年いじめゼロ宣言検討・各学年いじめゼロ宣言掲示	<ul style="list-style-type: none">・下黒瀬小いじめ防止基本方針について周知 (PTA総会・学校だより・HP)・参観日 (学級懇談会でいじめ防止について説明)

5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 ・いじめに関するアンケートの検討・作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（行事を通した人間関係づくり） ・1年生お迎え遠足で異学年（青空班）交流 ・こころの相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員交流会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 ・いじめゼロに向けての行動計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・体罰に関する児童アンケート実施（第1回） ・こころの相談室 ・いじめゼロに向けての行動計画について話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・体罰に関する保護者アンケート実施（第1回） ・土曜参観日 ・地域懇談会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 ・いじめに関するアンケート集計・結果を受けての取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習5年（行事を通した人間関係づくり） ・こころの相談室 ・児童個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・いじめ・体罰に関するアンケート結果についての報告
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態把握（地域巡回） ・児童理解を深めるための研修 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談室 ・修学旅行6年（行事を通した人間関係づくり） 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 ・いじめに関するアンケートの検討・作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期末懇談会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会（行事を通した人間関係づくり） ・こころの相談室 ・いじめ・体罰に関する児童アンケート実施（第2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ行こう週間（1週間） ・いじめ・体罰に関する保護者アンケート実施（第2回） ・感謝の会

12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・いじめに関するアンケート集計・結果を受けての取組 ・児童の実態交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童面談（1週間） ・こころの相談室 ・いじめ・体罰に関するアンケート結果をもとに、いじめゼロへの取組について話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・いじめ・体罰に関するアンケート結果についての報告及びいじめゼロへの取組中間報告
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日（参観・学級懇談）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談室 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 ・児童の実態交流 ・学校評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談室 ・いじめゼロへの取組振り返り ・児童面談（1週間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止への取組についてのまとめ

※ 必要に応じて、いじめ防止委員会ケース会議を行う。